



平成28年12月26日
日本原子力発電株式会社

東海発電所における低レベル放射性廃棄物の 埋設事業許可申請書の一部補正について

当社は、平成27年7月16日、東海発電所の廃止措置等で発生する低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルの極めて低いものの埋設（以下、「L3埋設」という。）施設の設置に関し、第二種廃棄物埋設事業許可申請書^{※1}を原子力規制委員会に提出しました。（平成27年7月16日お知らせ済み）

その後の審査を踏まえ、埋設施設の位置、構造及び設備の基準への適合性を明確にする記載の充実などを行い、本日、第二種廃棄物埋設事業許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出しました。

当社といたしましては、原子力規制委員会の審査等に適切に対応するとともに、今後とも、東海発電所の廃止措置に安全第一で取り組んでまいります。

※1：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の2第1項に基づき、L3埋設の事業許可を原子力規制委員会から得るために提出するもの。

○添付資料：第二種廃棄物埋設事業許可申請書の補正内容の概要

以 上

第二種廃棄物埋設事業許可申請書の補正内容の概要

審査を踏まえ、第二種廃棄物埋設事業許可申請書の内容について、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性に関する記載の充実化・適正化を行い、本日、補正書を提出しました。主な内容は以下のとおりです。

【補正内容（概要）】

○記載の充実化・適正化

申請の内容について、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性を明確にするため、以下のとおり記載の充実化・適正化を行いました。

- ・ 登記内容を最新情報に更新
- ・ 主たる技術者の履歴に関する記載の適正化
- ・ 気象及び社会環境の項目に関する記載内容の充実化
- ・ 安全設計に関する規則の解釈等に関する記載内容の充実化
- ・ 線量評価の内容の追記、評価パラメータ・図面の追加

以上